

更新工事補助金交付に係る実施要領

この要領は、函館市住宅騒音防止工事補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める更新工事（更新工事①，更新工事②，更新工事③および更新工事④）の補助金交付に関する基本的事項について定めるものとする。

1 対象者の定義

要綱第3条第1項の更新工事に係る補助対象者は、函館空港周辺のうち、昭和49年運輸省告示第530号，昭和54年運輸省告示第391号および昭和57年運輸省告示第156号により，第1種区域に指定された区域内に，昭和49年11月25日，昭和54年7月10日および昭和57年3月30日現在現に所在し，既に要綱に基づく防音工事を実施した住宅の所有者または当該住宅に居住する者とする。

2 更新工事①，更新工事②，更新工事③および更新工事④の実施

(1) 更新工事①，更新工事②，更新工事③および更新工事④の換気装置およびレンジ用換気装置の対象室数は，防音工事の施工室数の範囲内で補助申請時の居住人数に合わせて次に掲げる室数を補助の対象とする。

居住人数	換気装置およびレンジ用換気装置更新対象室数
1人	2室
2人	3室
3人	4室
4人以上	5室

(2) 更新工事①および更新工事②の暖房対象室数は，防音工事の施工室数の範囲内で，以下のとおりとする。

居住人数	暖房機更新対象室数
1人	1室
2人以上	2室

(3) 更新工事③（告示日後住宅を除く）の暖房対象室数は，防音工事の施工室数の範囲内で，以下のとおりとする。なお，生活保護世帯は，(2)と同数の暖房対象室数とする。

居住人数	暖房機更新対象室数
1人	対象としない。
2人	1室
3人以上	2室

- (4) 更新工事③(告示日後住宅)および更新工事④の暖房対象室数は、防音工事時の施工室数の範囲内で、以下のとおりとする。ただし、生活保護世帯は(2)と同数の暖房対象室数とする。

居住人数	暖房機更新対象室数
1人	1室
2人	1室
3人以上	2室

3 更新工事の対象機器

- (1) 要綱第3条第1項に規定する空気調和機器は、次項第2号の表の対象機器の欄に掲げる機器とする。
- (2) 暖房機以外の機器については、暖房機と同時に更新工事の申請があったもののほか、単独の申請についても補助対象とする。
- (3) 要綱第3条第3項を適用する場合においては、次に掲げる機器は、防音工事実施の際に設置された機器とみなす。
- ア 防音工事を実施後、機能が失われたため住民が自己の負担で取り替えたもの
- イ 防音工事の際、既存の機器を代用機として使用した場合における当該機器
- (4) 要綱第3条第3項に規定する経過期間は、防音工事完了検査日から起算するものとする。
- (5) 要綱第3条第4項に規定する経過期間は、更新工事①の工事完了検査日から起算するものとする。
- (6) 要綱第3条第5項に規定する経過期間は、更新工事②の工事完了検査日から起算するものとする。
- (7) 要綱第3条第6項前段に規定する経過期間は、更新工事③の工事完了検

査日から起算するものとし、ただし書きに規定する経過期間は、更新工事②の工事完了検査日から起算するものとする。

4 工事費

(1) 更新工事における補助金の交付対象となる北海道エアポート株式会社（以下「HAP」という。）が別に定める標準工事および付帯工事は、次の表によるものとし、これによりがたい場合は、HAPと協議するものとする。

工 種	形状型式等	工事内容
標準工事	暖房機	暖房機の更新にかかる撤去、取付および処分費を含む。
	換気装置	換気装置の更新にかかる撤去、取付および処分費を含む。
	レンジ用換気装置	レンジ用換気装置の更新にかかる撤去、取付および処分費を含む。
付帯工事	配管延長	暖房機の配管を延長するもの。

(2) 要綱第5条第1項第1号の規定による工事費は、次表に掲げる工事種別および対象機器に応じて定める額とする。

型式形状等	工事種別	対象機器
暖房機	暖房機	強制給排気式暖房機
換気装置	空調換気扇	強制給排気式空調換気扇
レンジ用換気装置	浅型	浅型強制排気型
	深型自然給気型	深型自然給気強制排気式
電動換気扇	プロペラ型	フィルター付プロペラ型換気扇

(3) 標準と異なる暖房能力の機器を設置する場合の補助金の額

対象室に適合する標準の暖房能力を上回る機器を設置する場合の補助金の額は、対象室標準機器の基準額により算定する補助金の額とする。また、対象室に適合する標準の暖房能力を下回る機器を設置する場合の補助金の額は、設置機器の能力に対応する補助金の額とする。

5 更新工事に合わせて行う自己負担工事に係る住民負担額

要綱に基づく補助金に係る工事部分で、標準仕様以上の材料または機器を採用する場合には、比較積算書を作成し住民負担部分を明らかにするものとする。

ただし、室の大きさ等により必要な換気暖房設備にかかる工事費については、この限りではない。

6 更新工事に伴う補修等

換気暖房設備の設置に伴う外壁、内壁の補修については、当該工事を実施する壁面等、必要な範囲で仕上材等により補修するものとする。

7 補助金の交付手続き

更新工事の補助金の申込みから補助金の支出までの手続きは、以下のとおりとし、必要な書類の様式については、更新工事補助金交付事務取扱要領に定める。

(1) 補助の申込み

補助を受けようとする者は、別に定める申込書類を市長に提出するものとする。

(2) 補助予定者の決定

市長は、前号の申込みがあったときは、申込書および添付書類を審査し、補助予定者を決定するものとする。

(3) 内定通知等

市長は、補助予定者と決定したときは内定通知により、補助をしない者と決定したときは、結果通知により申込者に対し通知するものとし、補助予定者には、申込みのあった工事に対する補助金の限度額を提示するものとする。

(4) 補助金限度額の変更

市長は、補助予定者から更新工事の実施内容を変更する申し出があった場合において、変更することを認めたときは、補助金の限度額を変更し通知するものとする。

(5) 内定通知の辞退

補助予定者は、やむを得ない事情により、第3号の内定通知を辞退すると

きは、速やかに内定通知辞退に関する申出書を市長に提出するものとする。

(6) 空気調和機器の更新工事の実施

ア 内定通知を受けた者は、速やかに更新工事を行い、請負業者に対して代金の支払いを行うものとする。

イ 代金の支払いは、現金のほか、決済手続き終了時に総額の領収書が発行可能な場合は、クレジットカード、信販会社等を介した分割払いなどによる支払いができるものとする。

ウ 家電量販店等ポイントによる価格割引を行う販売店に、当該補助事業の機器更新を発注し代金を支払う場合に、ポイントによる割引前の金額が確認できる場合は、取得済みのポイントを併用し代金の支払いができるものとする。

エ 工事を請け負った業者が対応可能な場合は、工事費のうち補助金相当額を差し引いた額を住民が支払い、補助金の受領を工事請負業者に委任できるものとする。

(7) 補助金の交付申請

補助予定者は、前号の補助事業を完了した後、速やかに補助金交付申請書を市長に提出するものとする。

(8) 補助金交付決定等の通知

市長は、補助金交付申請書および添付書類の内容を審査し、補助金交付の可否について決定を行い、補助金を交付することと決定したときまたは補助金の交付をしないことと決定したときは、通知書により申請者に対しその旨通知するものとする。なお、補助金の算定において生じる1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(9) 補助金の請求

ア 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに補助金交付請求書を提出するものとする。

イ 補助決定者が、補助金の受領を工事請負業者に委任する場合は、市長に対して委任状を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成 2 年 1 1 月 9 日から適用する。

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 2 2 年 7 月 2 0 日から適用する。

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。